

令和 2年度

事務事業評価表 (令和元年度 の実績評価)

記入年月日
令和 2 年 4 月 15 日

事務事業名		工場立地法における特定工場の届出に関する事務				事業区分		担当		
						新規/継続 単独/補助	継続 単独	事務事業No.	050102000414	
政策体系上の位置付け								所属課	025201 地域開発課	
政策体系	総合計画の施策名	0501 計画的な土地利用の推進						課長名		
	政策名	05 快適な暮らしのまちづくり						グループ	拠点整備G	
	施策名	01 計画的な土地利用の推進						担当者名		
	手段名	02 ②都市拠点や工業拠点の形成								
財務会計上の位置付け						事業期間				
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計			
	01	02	01	16	01	00	企業誘致推進事業			
法令根拠	工場立地法						単年度繰返し (年度~)			
								☞ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入		

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その1)

(1) 事務事業の概要	
①事務事業の概要 (事務事業の全体像)	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
工場立地法とは、一定規模以上の工場 (特定工場) を新設・変更しようとする際に環境の保全等を適正に行うことを目的とし、生産施設を一定の割合以下に制限 (業種によって異なる) するとともに、緑地及び環境施設を一定以上の割合で確保するため、届け出ることを義務付けるもの。 桜川市においては、平成22年度より茨城県が行っていた届出事務について、事務移譲を受けた。 工場立地法に基づく届出を行うのは、以下の場合となる。 (1) 特定工場の新設を行うとき・・・新設届 (2) 特定工場の届出内容の変更を行うとき・・・変更届 (3) 事業所名称・住所及び工場名称・所在地の変更・・・氏名 (名称・住所) 変更届	特定工場の新設・増設・変更・継承の際に届出書を受付する。
(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移	

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
・届出書の受付 ・工場立地法に関する周知活動	届出件数		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	桜川市ホームページ上関連ページアクセス数		3,963.00	4,058.00	4,200.00	4,350.00	4,500.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
市内特定工場	市内特定工場数		21.00	21.00	22.00	23.00	24.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
工場立地法に基づいて特定工場の設置等について届出を義務付け、届出がされていない工場についても無届状態の解消を図る。	届出件数		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	無届工場の届出件数		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量 (事業費) の推移		30年度	01年度	02年度	期間限定 総投入量	
		(実績)	(実績)	(計画)		
投入量	事業費 内訳	国庫支出金	千円	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0
		その他	千円	0	0	0
		一般財源	千円	0	0	0
		事業費計 (A)	千円	0	0	0
	正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人	

事業費の内訳	01年度事業費 実績 (千円)			02年度事業費 予算 (千円)		
		合計	0		合計	0

事務事業名	工場立地法における特定工場の届出に関する事務	事務事業No.	50102000414	所属課	地域開発課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？ H22年4月から、茨城県が行っていた工場立地法の届出受付事務が桜川市に移譲された。H23年9月の法改正により、届出様式が簡略化された。H24年度からの権限移譲により、市が独自に条例によって特定工場の緑地・環境施設の設定基準（準則）を定められるようになり、R2年6月に地域準則条例を制定し、緑地面積率等の緩和を行った。また、特定工場の敷地外緑地を認める際の設定基準（ガイドライン）は県が定めていたが、各市が独自に定めて運用することとなり、H25年2月に市のガイドラインを定めた。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？ ・届出対象者からは届出内容の複雑さを訴える声が出ており、届出内容の更なる簡略化が望まれる。 ・工場立地法の成立が昭和34年と古く、現状と合わない部分もあることから、経済産業省では関連法令の改廃による規制緩和を実施してきた。地域準則条例による緩和を認めており、市においても地域準則条例を制定した。					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 企業の産業活動に伴う環境悪化を防ぐことが目的であり、市の政策とは相反しない。
	②公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 無秩序な工場建設を規制するものであり、また法に定めのある事務事業であるため妥当である。
有効性	③成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 工場立地法の認知度の低さの影響があると思われるため、広報活動を行う。
	④廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法定事務であり、休廃止は出来ない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合） <input type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 22年度より県から権限委譲された事務であり、統廃合できない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 事業費が無いため、削減余地は無い。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 届出は市内特定工場が対象であり、適正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	工場立地法の届出は様式の多さ、内容の複雑さにより届出側企業も記入方法に戸惑い、問い合わせ、説明等に手間がかかっていた。 H P を充実させたことでアクセス数の増加と届出の提出がなされたが、少数の無届工場があると思われるため、引き続き工場立地法の周知を徹底していく。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持		（複数回答可） <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策 工場立地法の届出に関しては、新規はもちろん、変更の届出についても必要になるが、実際に影響の大きい生産施設以外の施設の変更の際に届出漏れがあるように思う。市HPの更新を行い、制度の周知に注力する。		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上		○																							
	維持																									
	低下																									
(6) 事務事業優先度評価結果		成果優先度評価結果 <input checked="" type="radio"/>																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A：継続（現状維持） C：終了、廃止、休止 B：継続（改革改善を行う） D：2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>